

第七節 警察と法務局

1 警察署派出所、巡査駐在所

明治初期は警邏けいろが中心であったが、一般住民と生活を共にし、連繫を密にするため、受持地区を定め、その区域内に駐在するようになった。そうした一連の警察の動向を、年次ごとに追ってみる〔『山形県警察史』〕。

・明治三年（一八七〇）十月二十九日

第一次山形県庁内に聴訟課を置く。

・明治四年十一月二日

置賜県と改め、聴訟課を置く。

・明治五年十月二十日

政府指令により、捕亡及び取締組という名称を廃止して邏卒と改む。邏卒設置個所鮎貝三人、荒砥二人。尚邏卒の月給は官費、民費折半であった。

一、百四拾四両之内七拾弍両官費 鮎貝三人

一、五拾六両之内二拾八両官費 荒砥二人

この頃の邏卒は、制服とてなかったもので、羽織・袴を着て、大小両刀を腰にさしていた。

・明治八年十一月二日

大政官達に基き、邏卒を巡査と改む。

・ 同 年十二月二十日

内務省達にて、警察所屯所設置標準により、警察所屯所、分屯所を置く。

(注、屯所は派出所、分屯所は駐在所)

これにより石那田村に、第五屯所が置かれた。

・ 明治九年八月二十一日

統合山形県成立、警察も合併。これにより同年十月三十日、宮村第五警察出張所石那田村第一屯所となる。

・ 明治十年(一八七七)二月十四日

名称改正して警察署、分署となり、宮村警察署石那田分署となる。

・ 明治十年七月十七日

警察署の改廃により、宮村警察署は廃止され、米沢警察署に入る。そのため、米沢警察署石那田分署となる。

・ 明治十四年十月二十九日

米沢警察署宮村分署廃止。宮警察署が設置されたことにより、宮警察署荒砥分署となる。

・ 明治十八年二月二十日現在の警察区画は、次の通り。

宮警察署荒砥分署 位置 羽前国西置賜郡馬場村

所轄村名 西置賜郡馬場村 高岡村 滝野村 高玉村 菖蒲村 中山村 浅立村 山口村 十王村 横田尻村

深山村 広野村 栃窪村 鮎貝村 大瀬村 下山村 石那田村 佐野原村 萩野村 畔藤村 黒鴨村

・ 明治二十一年(一八八八)十月

内務省訓令「警察官吏配置及勤務概則」のうち、「受持巡查ハ其受持区内ニ駐在セシメ其宿所ヲ以テ駐在所トス」

の示達により、駐在所を置いた。

荒砥分署所在地在勤巡查受持区域

荒砥分署巡回区

第一石那田村外一ヶ村受持区 石那田村 馬場村ノ内

第二菖蒲村外四ヶ村受持区 菖蒲村 佐野原村 下山村 大瀬村 馬場村ノ内

荒砥分署村落巡查在勤所区画

第一組合

第一 鮎貝村外 巡查在勤所位置 鮎貝村字内町

鮎貝村 高岡村 深山村 黒鴨村 枋窪村

第二 横田尻村外 巡查在勤所位置 横田尻字九反田町

横田尻村 高玉村 山口村

第二組合

第三 浅立村外 巡查在勤所位置 浅立村字小坂

浅立村 広野村 畔藤村

第四 萩野村外 巡查在勤所位置 萩野村字本村

萩野村 中山村 十王村 滝野村

白鷹町内にあつた巡查駐在所は、この時一斉に設置されたものであるが、浅立、深山の二駐在所だけはその後の設置である。

・明治二十二年五月
官警察署を長井警察署と改む。定員監督補一 人口配当六 予備配当一 計八人
・明治二十四年二月
明治二十一年の新市町村制施行により、警察署の名称、区画が改められ、一郡区一警察署の制度が確立した。これにより次のようになる。

西置賜郡警察署荒砥分署位置 荒砥町大字馬場

第88表 明治27年以降荒砥分署定員表

年次	名 称	部長	受町 持村	特務	予備	計
明治27年5月7日	西置賜郡警察署 荒砥分署	1	6		1	8
〃 28年12月28日	同 右	(1級) 1	(2級) 2 (3級) 5			8
〃 30年12月10日	同 右	1	6	1		8
〃 33年3月23日	同 右	1	7	1		9
〃 42年4月1日	長井警察署 荒砥分署	2	8	1		11
〃 43年4月1日	同 右	2	8	1		11

が認められた。

所轄 荒砥町 東根村 蚕桑村 鮎
貝村

・明治二十七年五月以降の荒砥分署の定員は第88表の通り。

・明治三十四年(一九〇一)六月
内務省訓令「巡査配置及勤務概則」の改正によつて、「警察署、警察分署ニアラザル地ニ於テ巡査駐在所ノ外巡査部長派出所ヲ設クルトキハ其受持区域ハ駐在巡査組合ノ区域ニ依ル」と定められ、全国的に巡査部長派出所の制度

・明治三十五年六月
内務省訓令による「警察官署ノ名称ハ其ノ所在地名ヲ冠スル件」により、西置賜郡警察署荒砥分署は、長井警察荒砥分署となる。

- ・明治四十年
深山巡査駐在所が設置され、深山・黒鴨・栃窪・高岡を受持つ。
- ・明治四十一年頃

第89表 昭和2年巡査駐在所並びに受持区域表

駐在所名	位置	受持区域
荒砥町第一巡査駐在所	馬場	荒砥町馬場
〃 第二	石那田	〃 石那田
東根村第一	畔藤	東根村畔藤広野
〃 第二	浅立	東根村浅立、長井村森
鮎貝村第一	鮎貝	鮎貝、蚕桑村山口
〃 第二	深山	高岡、深山、黒鴨、栃窪
白鷹村	萩野	萩野、滝野、中山
蚕桑村	横田尻	横田尻、高玉
十王村	早稲田	十王、菖蒲、下山、佐野原、大瀬

長井警察署荒砥分署鮎貝巡査部長派出所設置される。

- ・大正元年十二月

荒砥分署廃止。

- ・大正十四年三月七日

鮎貝巡査部長派出所廃止される。

- ・昭和二年四月

荒砥町石那田に、長井警察署荒砥巡査部長派出所設置される。同月二十七日、県告示により巡査受持区画が第89表のように改正された。

2 山形地方法務局荒砥出張所

一般には、登記所と呼ばれている。登記所はその名の通り、登記事務の必要から、明治二十四年（一八九一）一月二十七日司法省令によって、米沢区裁判所荒砥出張所が旧青苧蔵跡に設立されることになったもので、開庁は同年二月一日で、管轄区域は荒砥町の外、鮎貝・蚕桑・東根・十王・白鷹の五ヶ村である。

昭和二十二年五月、新憲法施行により、従来の裁判所機構が改められ、裁判所と司法行政事務は法務大臣の監督に服することになったので、山形司法事務局荒砥出張所となり、更に昭和二十四年山形地方法務局荒砥出張所と改称され今日に至っている。所管事務は、登記事項及び土地台帳に関する事項などである。